

# 平成 23 年度 参画と協働関連施策の年次報告(案)



平成 24 年 月  
兵 庫 県



## 年次報告の目的

兵庫県は、成熟社会にふさわしい豊かで質の高い生活の実現に向けて、参画と協働に基づく県政を推進しています。

「年次報告」は、参画と協働の推進に向けた県の取り組み状況を県民の皆さんに知っていただくため、「県民の参画と協働の推進に関する条例」第11条の規定に基づき、兵庫県が作成しているものです。年次報告を参考として、自治会、婦人会、老人会、子ども会、PTA、ボランティアグループ、NPO法人、企業、学校などの様々な活動主体が考え方を共有し、参画と協働を一層推進していただけることを期待しています。

### ～目次～

「参画と協働」とは	-----	1
参画と協働関連施策の推進状況	-----	1
1 地域づくり活動の支援（県民と県民のパートナーシップ）	-----	2
2 県行政への参画と協働の推進（県民と県行政のパートナーシップ）	----	4
トピックス 東日本大震災復興支援活動	-----	6
1 被災地でのボランティアの活躍	-----	6
2 阪神・淡路大震災の経験を生かした被災地支援	-----	8
県民による地域づくり活動の状況	-----	10
市町の取り組み状況	-----	15
1 参画と協働に関する条例等の施行状況	-----	15
2 参画と協働の推進にかかる市町の意見	-----	16
参画と協働の推進に向けて	-----	17



## 「参画と協働」とは

「参画と協働」とは、わたしたち一人ひとりが、自分たちの地域を住みやすくするために、知恵やアイデアを出し合い、みんなで力を合わせて主体的に取り組んでいくことであり、これからの地域づくりには、欠かせないものとなっています。



### 県民の参画と協働の推進に関する条例

兵庫県では、成熟社会にふさわしい地域づくりを進めるため、参画と協働のあり方や基本理念等を明らかにした「県民の参画と協働の推進に関する条例」を平成 15 年 4 月から施行しています。



### 参画と協働の 2 つの場面

#### 県民と県民のパートナーシップ

県民の皆さんが力を合わせて住みやすい地域づくりのために取り組む「地域社会の共同利益の実現への参画と協働」を指します。

#### 県民と県行政のパートナーシップ

県民の皆さんからの積極的な参画と協働を得ながら県民とともに歩む「県行政の推進への参画と協働」を指します。

## 参画と協働関連施策の推進状況

兵庫県は、平成 23 年度に県民の参画と協働を推進するための 528 施策を実施しました。

地域づくり活動の支援に関する施策	施策数	県行政への参画と協働を推進する施策	施策数
(1)新たな活動を生み、育む	122	(1)県民と情報を共有する	28
* 地域づくり活動に関する情報を提供し、相談に対応	14	* 主体的に選択できる情報を提供	16
* 多世代の参画を促し、人材の裾野を拡大	71	* 県行政の評価・検証への県民参画の促進	12
* 実践活動につながる知識や技能の学習機会を充実	37	(2)県民と知恵を出し合う	23
(2)活動を高め、支える	47	* 県民提案の具体的な取り組みの推進	14
* 活動が主体的に継続されるための支援	3	* 審議会などへの県民の参画機会の拡充	9
* 既存施設を活用した身近な活動拠点づくりを支援	11	(3)県民と力を合わせる	123
* 地域で活動する人材が力をつける取り組みを支援	29	* 県民の主体性を生かした多様な協働の展開	105
* 財政基盤の強化を支援し、事務手続きを改善	4	* 公民協働の取り組みの拡充	9
(3)活動をつなぎ、広げる	173	* 推進員など多様な主体の連携を支援	9
* 人や活動のネットワーク形成	54	参画と協働の推進に向けての施策	施策数
* 地域ぐるみ、地域固有の取り組みを支援	98	* 県職員の認識向上	3
* 中間支援機能を持つ組織・団体を支援	13	* 市町との連携を深めながら、全庁一体	9
* 各地域での総合的な支援拠点を充実	8	となった推進体制を整備	

## 1 地域づくり活動の支援（県民と県民のパートナーシップ）

兵庫県は、県民の主体的な地域づくり活動の拡がりに向けて、情報提供や人材の裾野拡大、各活動主体の連携促進をはじめとした支援に取り組んでいます。

### 施策例 医療を大切にする地域づくり

丹波圏域の医療確保（医師確保を含む）のために、住民ができることを自ら考え取り組む運動の継続を支援しています。「医療を守る丹波会議」構成員の総意により、「かかりつけ医」を持つ運動の展開をはじめとした、医療を大切にする地域づくりが進められています。

#### 医療を守る丹波会議

【参画団体】自治会長会、連合婦人会、青年会議所、愛育会、県立柏原病院の小児科を守る会等 41 団体

#### 【取り組み】

- \*リーフレットなど啓発資材の作成
  - \*丹波県民局ホームページを利用した情報発信
- 平成 23 年度実績
- \*地域医療を支える取り組みの状況
  - \*小児救急医療電話相談のご案内
  - \*ささやま地域医療フォーラムの開催
  - \*医療を守る丹波会議（全体会）の開催
  - \*医療講演会の開催 等



医療を守る丹波会議（全体会）

#### 医療を守る地域づくり企画提案事業

医療を守る丹波会議では、各団体の取り組みを支援しています。

平成 23 年度実績

団体名	取り組み内容
丹波市自治会長会	県立柏原病院の研修医の発表の場づくり
丹波市連合婦人会	柏原赤十字病院でのボランティア活動
丹波市薬剤師会	「～くすりと健康～市民講演会」におけるかかりつけ医の普及啓発
県立柏原病院ボランティア オオムラサキ	県立柏原病院でのボランティア活動
丹波市婦人共励会	県立柏原病院勤務医への感謝の気持ちを伝える活動

## 施策例

### 生きがいごとサポートセンター

地域社会貢献と生きがいある働き方をめざす人のコミュニティ・ビジネス(以下C B)等での起業・就業を支援するため、中間支援組織(NPO法人等)が設置運営する「生きがいごとサポートセンター」の事業に必要な経費を補助しています。

設置地域：県内6カ所(神戸東、神戸西、阪神南、阪神北、播磨東、播磨西)  
各センターの事業内容

区分	事業内容
起業・就業 までを支援	情報提供・相談、CB入門講座、 実務講習会、無料職業紹介等
CBの定着 ・循環支援	インターンシップ研修、起業体験者 セミナー等
団塊世代の 元気推進	企業と連携した起業・就業支援等



就職・転職ガイダンス

平成23年度実績

\* 相談件数：29,711件、起業団体数：152団体、雇用創出数：1,781人

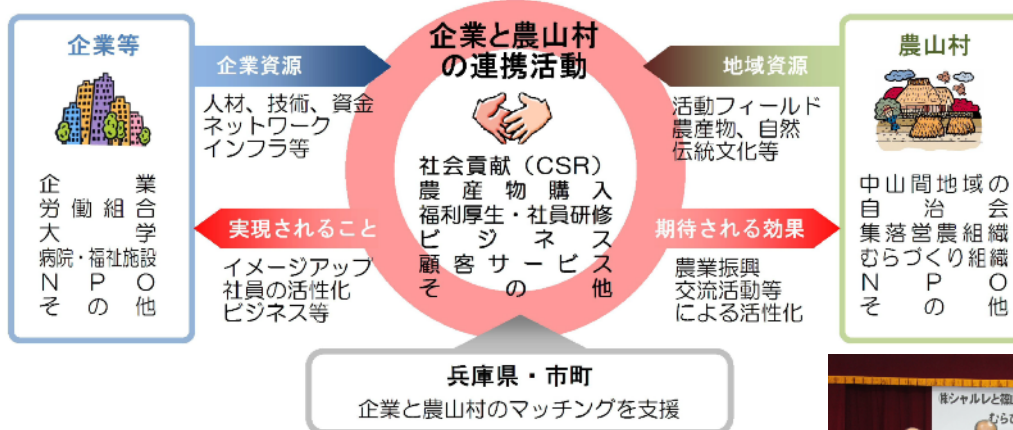
#### 【利用者の声】

- \* 退職後の生活に漠然とした不安があったが、講座を受講し、前向きな思いを持つようになった。
- \* 「地域活動」と聞くと、「誰かのためにしてあげる活動」という印象を持っていたが、実際に活動してみると、自分自身が何かを与えられているんだと感じた。

## 施策例

### ひょうご企業と農山村のふるさとづくり

中山間地域の農山村の活性化を図るため、「農業」を軸に企業が社会貢献・地域貢献(CSR)活動や社員活性化、ビジネス展開等を実現できるよう、兵庫県と市町が連携して企業と農山村のマッチングを支援しています。



- 第1号協定(H23.6) (株)シャルレと篠山市辻集落の連携活動  
 農作業の応援：黒大豆定植、土寄、収穫等  
 農産物買い支え：収穫された黒大豆を買い上げて活用  
 住民との交流等：秋祭り等への参加



企業・農山村・県・市の  
4者協定締結

## 2 県行政への参画と協働の推進（県民と県行政のパートナーシップ）

県民の視点に立った参画と協働による県行政を推進するために、県民との意見交換や協働機会の確保、市町との連携などに取り組みました。

### 施策例

#### 島民と取り組む「あわじ環境未来島構想」

豊かな環境の保全・創出・再生を目指して、「環境立島淡路」島民会議を主体に、全島一斉清掃など様々な活動を進め、「あわじ環境未来島構想」の実現に向けた機運の醸成を図っています。

##### 「環境立島淡路」島民会議

- \* 島内の環境活動団体、住民団体、行政機関等 138 団体が参画
- \* 「淡路島環境コミュニティ宣言」の策定
- \* 「環境立島」淡路島だよりの発行

##### あわじ全島ゴミゼロ作戦

7月、11月を「淡路環境美化月間」とし、清掃活動や花づくり運動などに全島あげて取り組みました。また、各市を通じて先導的な団体への表彰を行いました。（平成23年度表彰実績：3団体）



あわじ全島ゴミゼロ作戦

##### 「あわじエコライフスタイル」運動

地域ぐるみで家庭での省エネを進めるため、洲本市納連合町内会で、「うちエコ診断会」を開催しました。

区分	概要
うちエコフェア (H23.7月)	納地区住民43人が、家庭で省エネを図る方法を学習
うちエコ診断会 (H23.8月)	専門の診断員が各家庭の光熱費などのデータをもとに、CO <sub>2</sub> 排出量を「見える化」し、省エネ対策を提案



うちエコ診断会の様子

##### あわじ菜の花エコプロジェクト

休耕田等で栽培した菜の花油の特産品化や、廃食用油をバイオディーゼル燃料（BDF）として再利用する取り組みを推進しました。

- \* 菜の花種子配布事業
- \* BDF利用推進事業

区分	H19	H20	H21	H22	H23
菜の花植栽面積〔搾油用〕(ha)	20	30	30	45	45
廃食用油回収量(L)	20,167	22,467	28,404	33,256	30,853

## 施策例 「NPO法人設立・運営の手引」の改訂

平成 24 年 4 月の改正 NPO 法の施行に合わせ、NPO 法人のバイブルである「設立・運営の手引」改訂版を発刊し、県内の全 NPO 法人（平成 24 年 3 月 31 日現在）に配布しました。

作成にあたっては、県内 23 の中間支援組織（NPO 法人等）と兵庫県・神戸市が協働で研究会を立ち上げ、NPO 法人の視点からより使いやすいものにすると同時に、法令遵守や情報公開など説明責任の意識を高められる内容としました。

「NPO 法人設立・運営の手引」改訂版の特長

\* NPO 法人等と行政が協働で議論を重ね、NPO 法人向けの手引を作成するという全国初の取り組みを実施

〔 全体意見交換会及び研修会 3 回、プロジェクトチーム会合 8 回  
メーリングリストでの意見交換 646 回（全体 187 回、PTメンバー 459 回） 〕

\* NPO 法人自らが中心となって改訂したことにより、使う人の視点に立った、分かりやすく、使いやすい内容の実現

\* 全 48 所轄庁（内閣府及び 47 都道府県）の手引書の掲載内容等を比較分析した上で、改訂版手引に取り入れる内容を検討



県内中間支援組織の意見交換会



NPO 法人設立・運営の手引

## 施策例 高齢者見守り隊活動への支援

高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を続けるには、介護保険サービスに加えて見守り体制が必要であることから、地域住民を主体とした高齢者見守り体制の構築を支援しました。高齢化率が高い公営住宅や地域を対象に、自治会等の住民が高齢者見守り隊を結成して活動しています。

高齢者見守り隊の設置

\* 実施主体：市町（自治会、婦人会、老人クラブ、NPO 法人等への委託可）

\* 結成実績：137 隊（尼崎市等 10 市町）

活動内容：安否確認、関係機関との連絡、  
住民相互の交流事業、情報提供等

安否確認の実施方法

\* 対象：概ね 50 世帯

\* 訪問頻度：週 1 回程度の見守り

\* 活動日数：年間 250 日



見守り支援の様子

## トピックス 東日本大震災復興支援活動

阪神・淡路大震災からの復興では、県民一人ひとり、地域団体、ボランティア等による草の根の活動が、大きな力となりました。死者・行方不明者約2万人となった東日本大震災からの復興に向けて、兵庫県は阪神・淡路大震災の教訓を踏まえながら、県民の参画と協働のもと取り組んでいます。

### 1 被災地でのボランティアの活躍

#### (1) 一般ボランティアの活動

ひょうごボランタリープラザ（ボランタリー活動の全県的支援拠点として平成14年6月に設立）では、被災地のニーズを踏まえながらボランティアを派遣しています。



学校校庭の側溝の泥だし

#### ボランティアバスの運行

平成23年3月18日の先遣隊派遣を皮切りに、平成24年3月末までにボランティアバスを57回運行（105台）し、延べ2,284人を派遣しました。

【プラザ主催分：13回（44台）延べ814人】

区分	支援内容等	人数	台数	派遣先
先遣隊 (全2回)	避難者のケア・ニーズ調査や避難者受入れ支援、炊き出し等	111	7	松島町
一般 (全9回)	教室・体育館等での教育機材等の搬送、家具等の搬出、泥だし、ガレキ仕分け・撤去等	608	32	石巻市 山元町 他
里帰り (全2回)	避難所・仮設住宅等での支援活動、仙台七夕花火祭の運営支援、海岸清掃等	95	5	郡山市 仙台市 他

【協働実施分：44回（61台）延べ1,470人】

\* 協働実施団体：県立松陽高校、神戸学院大学、県国際交流協会等

#### 被災地ニーズへの対応

\* 震災発生から時間を経るにつれ、泥かき等に加え、生活支援や心のケア等の精神的支援が求められるようになりました。

\* 平成23年12月のボランティアバスでは、ボランティアが兵庫県ご当地グルメ連絡協議会やプロ野球関西独立リーグのチームとともに仮設住宅を訪れ、餅つきや野球教室、ゲーム大会を通じて、被災者と交流しました。



仮設住宅集会所前で餅つき



## (2) 学生ボランティアの活動

### 県立高等学校生徒

「高校生地域貢献事業～トライやる・ワーク～」の一環としての活動を通じ災害復旧の力となり、高校生に自己有用感や自尊感情、社会性を育むことができました。

【派遣状況：H24.3.31 現在】

\* 派遣高校：延べ 57 校（実学校数 38 校）

（舞子高校、高砂高校、吉川高校、  
明石南高校、北摂三田高校 等）

\* 派遣人数：生徒 943 人、教員 122 人（延べ数）

\* ひょうごボランタリープラザとの協働実施分を含む



西脇北高校 床下の泥かきボランティア

### 【派遣生徒のコメント】

\* 僕は阪神・淡路大震災の 2 ヶ月後に生まれ、空き地が少しずつ減っていく町を見ながら育った。復興へと歩む被災地に、これからも支援に行きたい。

\* 自分たちがしたことはとてもちっぽけなことだったけれど、それに感謝してくれる人がいて嬉しかった。

\* 東北に行って多くの経験をして、ボランティアの大事な役割や助け合いが大事だということを知ることができた。

### 兵庫県立大学

「兵庫県立大学東日本大震災支援本部」を設置し、全学挙げて支援を行いました。

ひょうごボランタリープラザ及び宮城大学と連携した学生ボランティアの派遣

\* 派遣状況：〔回数〕全 4 回、〔人数〕74 人（延べ数）

\* 活動内容：泥だし作業、傾聴ボランティア、高齢者向けイベント開催等  
被災地へ野菜を送ろうプロジェクト

学生が農業生産法人の協力のもと野菜を栽培し、被災地に送付



泥だし作業



野菜の引渡し

## ボランティア支援体制の整備

東北自動車道ボランティア・インフォメーションセンター（H23.4.20～5.15）

【開設場所】東北自動車道旧泉本線料金所跡地

東北各地の災害ボランティアセンターから集めた現地ニーズ等の情報を提供  
東日本大震災ボランティア・インフォメーションセンター・兵庫（H23.5.27～）

【開設場所】ひょうごボランタリープラザ内

継続的な被災地支援を行うため、ボランティアに必要な最新の情報を提供

## 2 阪神・淡路大震災の経験を生かした被災地支援

### (1) 各活動団体と県の連携

阪神・淡路大震災の経験を踏まえて活動している団体が、県との協働により、東日本大震災からの復興支援を行っている事例をご紹介します。

#### ワカモノヂカラプロジェクト

【事業主体：(特非)生涯学習サポート兵庫×県】

県内の若者が、被災地でのボランティア体験をもとに、自らができる被災地支援を実践することによって、社会貢献意識を向上させ、息の長い被災地支援と若者の学びを推進しています。

被災地での活動内容

\* 思い出の品洗浄、缶詰救出洗浄作業

関西・兵庫からの支援

\* 学生ボランティアの自主組織発足

\* 被災地支援プログラムの開発・実践

〔 児童館・小中学校で東日本大震災を伝える活動  
物産販売（例：被災地で制作されたミサンガ）等



缶詰救出洗浄作業（石巻市）

#### 看護の視点による生活支援と現地の人材育成

【事業主体：(特非)阪神高齢者・障害者支援ネットワーク×県】

仮設住宅入居者等の孤立化・孤独死防止のため、看護の専門家による24時間の見守りや各種の生活支援を実施しました。

被災地での拠点設置

\* 現地責任者：看護師

（現地雇用1名、派遣1名）

\* 運営スタッフ：被災地での活動経験のある医療・介護経験者、ボランティア

現地支援団体等の人材育成・ネットワーク化支援



見守り活動（気仙沼市）

#### 東日本大震災被災者の交流コミュニティづくり

【事業主体：(特非)神戸定住外国人支援センター×県】

県が県立高校の空き校舎を活用して整備した一時遠隔避難所を利用して、屋外で自由に活動できない被災地生徒等が合宿する事業を実施したほか、県内避難者の総合相談窓口を設置しました。

一時遠隔避難所での被災地生徒の合宿

\* 日程：平成23年8月5日～17日

\* 参加者：福島県立平商業高校等 計58名

\* 活動内容：スポーツ交流、文化活動、地域住民や県内避難者との交流



ソフトテニスの練習試合（淡路市）



## 兵庫 - 東北 障害福祉サービス事業所等ものづくり支援プロジェクト

【事業主体：(特非)ひょうご・まち・くらし研究所×県】

被災地で活動する障害者団体や社会福祉協議会、NPO法人と連携しながら、障害福祉サービス事業所等へのものづくり支援及び仮設住宅での高齢者の生きがいづくりに取り組みました。

障害福祉サービス事業所等支援：付加価値の高い商品を兵庫県内で開発し、ノウハウ、材料、加工費を提供  
仮設住宅支援：手芸キット送付、手芸教室等開催



ミシン縫製ノウハウの提供  
(登米市)

### (2) 復興まちづくり専門家の派遣

阪神・淡路大震災からの復興まちづくりを経験した専門家(ひょうごまちづくり専門家)を被災地に派遣し、復興まちづくりのノウハウや教訓を伝えています。さらに、専門家と被災地の住民団体等との交流を通じ、復興まちづくりのネットワーク形成とまちづくり活動組織の設立を促進しています。

#### ひょうごまちづくり専門家バンクの設置・登録

阪神・淡路大震災の復興まちづくりを経験したコンサルタント、建築士、学識経験者、行政OB等を登録しています。

##### 登録内容

\* 専門分野：地区(まちづくり)計画、住宅計画等

\* 実績：阪神・淡路大震災における地区計画の策定、まちづくり協議会の設立運営等

登録状況：33名〔H24.3月現在〕

#### ひょうごまちづくりコンサルチームの派遣

住民主体のまちづくりに向けた機運を醸成するため、被災地の住民団体、NPO法人、行政団体等が開催するフォーラム、ワークショップ等に派遣しています。

派遣状況：11チーム〔H24.3月現在〕

派遣場所：宮城県気仙沼市、南三陸町等

#### ひょうごまちづくりアドバイザーの派遣

まちづくり協議会の設立等まちづくり活動の初期を支援するため、被災地からの要請に応じて、同一地区に複数回、継続的に派遣しています。

派遣状況：3地区

派遣場所：宮城県気仙沼市鹿折地区等

〔H24.3月現在〕



阪神・淡路大震災の復興まちづくりの経験を伝える講演会(南三陸町)

## 県民による地域づくり活動の状況

各分野で県民の皆さんが取り組んでいる地域づくり活動の事例をご紹介します。

【健康づくり】 日常生活の中に運動を～基礎体力の向上と健康学習～

(春日ぼっかぼかクラブ)

丹波地域

小学校低学年のうちから基礎体力をつけようと、丹波市春日町船城地区の健康づくりメンバーが中心となって同クラブを設立し、大人も巻き込み、地域ぐるみで陸上や登山などスポーツ推進の活動を展開しています。さらに、看護師、整体師、レントゲン技師等医療に携わる 11 名が中心となって具体的な課題の学習会を開催するなど、地域住民の医学知識と危機管理知識の向上を図っています。

地域住民が医師と身近に話す機会ができ、平日の朝や休日にウォーキングやジョギング、体操を楽しむ人が格段に増えました。また、地域のマラソン大会出場者が例年の約 2 倍に増え、特に 30～60 代男女は 3 倍以上となりました。スポーツテーピングを習った子供達が、運動会で足をひねった人を見て『テーピングで固定しよ』と駆け寄る姿も見られ、大人として心強く頼もしく感じています。春日地域に加え、氷上、柏原、福知山市など他の地域からの参加者や見学者も徐々に増えています。

この取り組みが、地域での健康意識の向上に役立っていると考えています。今後は、食中毒やウイルス対策、個人でできる救急処置など広い分野で活動を続け、他地域へも活動の輪を広げたいと考えています。



【まちづくり】 廃校校舎周辺で「自然とアートと食」のイベント

(三原谷の川の風まつり実行委員会)

但馬地域

三原谷は人口わずか 400 人余り、人々が自然と共生しながら暮らしている地域です。

三原谷の川の風まつりは、人口減少、少子高齢化などにより、年々減少している地域の活気を取り戻すために、25 年前に廃校となった旧大森小学校(豊岡市竹野町桑野本)周辺で、但馬の食や自然、芸術作品を楽しむイベントです。平成 23 年は、旧大森小学校と周辺の田んぼ、農道などを使っての里山アートや学校ギャラリーの展示、地域の食材を使った学校レストラン、土江子ども神楽の公演などの催しを行いました。

地域活性化のためには、自分たちの「ふるさと」を、自分たちが中心になって守るという使命感を持つこと、そして、地域外から見た三原谷の『良さ』を、自分たちが再認識・再発見すること、これらが必要です。

平成 23 年で 3 年目の開催となりますが、年々、地域の人々の協力も増え、地域外からも足を運んでもらえるようになってきました。今後は、「地域のまつり」として定着させ、これまで培ってきた経験やノウハウを生かし、一年を通じて「自然」「アート」「食」をテーマにした取り組みを行っていきたいと考えています。



【環境保全】 大藤山石仏登山道整備と蛇が池の環境管理活動

(大藤山ボランティアグループ)

東播磨地域

大藤山は、加古川市志方町永室地区にある標高約250mの山です。当グループは、田園に囲まれた自然豊かな地域の魅力を発掘しようと、この山にあったと言い伝えられている「旧長楽寺」跡を見つける活動を行い、山を探し歩くうちに発見した1,600年代のものと思われる石仏を地域おこしに活用しようと、「大藤山石仏登山道」として案内看板等の整備を行っています。平成23年9月の台風12号では、土砂崩れにより、大藤山にある現長楽寺の本堂や登山道が壊滅しましたが、地道な登山道の修復・保守に取り組んでいます。



また、石仏から足を延ばせば、60年前まで雨乞い儀式が行われていたという「蛇が池」という池があります。周囲には貴重な植物や動物が生息することから、地域団体、高等専門学校や高校、行政等の関係者とともに、池の遊歩道の笹草刈りなど環境管理を推進しています。

大藤山は、歴史、自然とも魅力が詰まった土地です。今後も、地元に眠る“宝”を掘り起こし、大切に守ることで、地域の魅力を地域や地域外の人々に伝えていきたいと考えています。

【防災活動】 町民みんなで防災に取り組む

(大木町自主防災会)

北播磨地域

西脇市大木町自主防災会では、阪神・淡路大震災を神戸市内で目の当たりにした区長の就任以降、町民老若男女が、「自助」「共助」の精神で、災害時の対応と減災に向けた活動に取り組んでいます。

具体的には、倒壊家屋からの救助・消火訓練、災害図上訓練による危険箇所点検、高齢者世帯等マップの作成、講話会による普及啓発等により、広範囲かつ実践的な取り組みを実施しています。

また、役員交代により防災力が衰退しないように、10ある各隣保から3名の防災委員を選出して組織の継続性を確保しています。その他、夏・冬の気象の厳しい時期に防災訓練を実施し、いざというときに自分で考え、行動できる組織づくりを行っています。



さらに、最悪の事態に備え、日頃からの備えを十分に行っています。同町を流れる杉原川に避難準備情報等が出された場合、区長、防災担当委員等が一時避難所を開設したうえで、避難所情報班が避難所の受付と集計をし、要援護者支援班が、避難者名簿や地図をもとにして避難誘導する体制が整えられています。

現時点では、当地域に大きな災害はありません。しかし、備えあれば憂いなしを原点に、より災害に強い大木町にしていきたいと考えています。

【地域安全】 地域防犯を呼びかける「防犯戦隊マモルンジャー」参上！  
(有年中学校 学校防犯対策委員会)

西播磨地域

学校防犯対策委員会は、赤穂警察署の推奨により、防犯や非行防止意識の向上を図ることを目的に、赤穂市内の全中学校に設置された委員会です。有年中学校では、平成 22 年 11 月から生徒自身の企画により「防犯戦隊マモルンジャー」を結成し、地元の幼稚園・保育所等で出前の防犯・交通安全教室を行っています。

赤・青・緑・黄・ピンクのコスチュームの 5 人が登場し、校内備品である交通安全旗、刺又、ほうき、数学用大型定規を活用した必殺技で悪者を退治して、『知らない人についていかない』を分かり易く伝えています。また、防犯教室では、交通安全寸劇やクイズ、園児と生徒のふれあいタイム等、飽きずに楽しく学べるよう工夫しています。



防犯戦隊結成当初、メンバーは 7 人でしたが、現在、全校生徒 84 人中、3 分の 1 の 27 人が所属しています。活動はマモルンジャーの 5 人だけでなく、悪役、被害者役、クイズの出題者、解説者、音響担当者等、全員参加で会場を盛り上げています。

最近では、オレオレ詐欺や語り商法を啓発する高齢者向けの寸劇や、通学路のゴミ拾い、看板の補修など活動の場を広げています。今後も地域の安全安心に貢献するために、世代を超えたふれあい、つながりをつくることができると考えています。

【人権の擁護】 住み慣れた地域で安心して暮らせるための仕組みづくり  
(特定非営利活動法人グリーンハイツ地区成年後見センター)

阪神北地域

(特非)グリーンハイツ地区成年後見センターは、平成 23 年 11 月に設立されました。川西市や猪名川町全体で「成年後見制度」を推進すること、高齢者の人権や財産の保護に関する生活支援事業を行い、地域と社会の福祉向上を図ることを目的に活動しています。

川西市のグリーンハイツ地区は、高齢化率が 37.5% (平成 24 年 3 月現在) と市内でも非常に高い地域です。独居高齢者や老々介護の世帯が多いことから、これまでから、地域の相談窓口事業や認知症徘徊高齢者への 24 時間支援体制づくり、認知症サポーター研修会の開催など、地域福祉の先進的な取り組みを行ってきました。



この度の川西市北部の、グリーンハイツ地区、清和台地区、大和地区、明峰地区の大型住宅 4 団地の協働による、NPO 法人の設立は、高齢化に伴う共通テーマに対応するための、新しい取り組みとなります。成年後見制度の理解を広め、川西市や猪名川町全体で、日常生活に支障をきたす高齢者や障がい者を地域で支える体制をつくるものです。たとえ認知症や障がいを持っていても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが住民の願いです。今後、全ての人が普通に生きていける社会を築くために、認知症高齢者等への支援の輪が広がるよう地域福祉の向上を目指します。

【子育て支援】 避難母子に憩いの場を～神戸で「親子ごはん会」～

(神戸ぽけっと net.)

神戸地域

東日本大震災で被災するなどして、兵庫県内に避難してきた母親と子どもたちが集まり、料理や食事を楽しむ「親子ごはん会」を月1回、神戸市内で開催しています。

震災後、子育て家族層の支援に取り組むため、神戸市内の5つの子育て支援グループ有志が集まり、被災者支援のネットワーク「神戸ぽけっと net.」を立ち上げました。

阪神・淡路大震災の発生当時、混乱のさなかで育児に追われたメンバーの経験から培った知恵を互いに持ち寄り活動しています。

その中の一つが、「親子ごはん会」です。避難生活をしている母子の皆さんは、仕事のために夫が被災地に残り、神戸で何の地縁もなく孤立しがちになります。幼い子どもを抱え、同じ不安や悩みを抱えて毎日を送る母親たちが月1回集まり、スタッフが託児をする中、ごはんを作って食べ、情報交換をします。

母親たちは、避難生活での自立を目指してロールケーキの販売などの活動を始めています。震災は本当に辛いことでしたが、出会いに感謝し、今後も息の長い活動を続けていきたいと考えています。



【地域経済の活性化】 「そばカフェ生田村」による地域活性化

(生田地域活性協議会)

淡路地域

淡路市生田地区は、高速の北淡ICから車で約10分の場所にあり、現在の戸数は約140戸、人口約400人で、高齢化率は40%近くに達しています。若者が減少して、過疎化が進行する中、小学校や保育所が廃校、廃園され、住民間の交流が薄れつつありました。

「そばカフェ生田村」は、地域内はもちろん、他地域住民とも交流を拡大させて、地域を活性化するために開設されました。廃園となった市立保育所の跡地に施設を整備し、土日祝日だけの営業にもかかわらず、オープンから1年で約10,000人の人々が訪れています。栽培、製粉、そば打ちまで地域で行っており、「山あいの行列のできるそば屋さん」として有名になっています。

そばの栽培は、地域の景観形成のために、休耕田約5ヘクタールにそばの花を植えたことから始まりました。そばの花が咲く頃になると、田んぼ一面が花で真っ白になることから「そば花まつり」を開催しており、平成23年は、過去最高の約4,500人が訪れました。

「そばカフェ生田村」は、地域住民だけでなく、地域外の人々も幅広く集まる場となっています。今後は、環境学習などのテーマにも取り組み、地域住民の一層の結束を図っていきます。



【地域資源の活用】 “ のじぎく ” のネットワークづくり

中播磨地域

( のじぎくネット )

兵庫県の花として親しまれているノジギクは、大塩・的形を中心とした姫路市東南部に群生し、かつては日本一といわれていました。開発が進み激減しましたが、平成 18 年の「のじぎく国体」を機に、団体やグループによって新たな保全活動が行われ始めました。



のじぎくネットは、ノジギクに関わる団体やグループをネットワークでつなぎたいとの思いで設立されました。保全活動のことを広く知ってもらうために、観察会やフォーラム、苗の配布などを行っています。

観察会は、町内放送等で広報し、町内外から約 30 数名の参加者があります。フォーラムは、大塩町だけでなく神戸で活動する団体等も参加し、団体やグループ間で情報共有する他、高校生による研究発表など、多世代が集まり、連帯感や励みを与え合う場となっています。

ノジギクは丈夫で栽培が易しいのが特徴ですが、野生植物なので本来の生育方法があります。こうしたことも観察会やフォーラムを通して学びながら、より良い保全を目指し、秋には道端にノジギクがたくさん咲いているような、人と自然が共生する地域づくりを行いたいと考えています。

【企業と地域の協働】 「あまちゃん・しんちゃんプロジェクト」(地域貢献活動)

阪神南地域

( 尼崎信用金庫 )

尼崎信用金庫は、平成 23 年の創業 90 周年を機に、以前から実施してきた地域貢献活動を、「地域行事参加型」から「本業のひとつとして能動的に参画する活動」へと再定義し、『あまちゃん・しんちゃんプロジェクト』として取り組んでいます。



店舗を構える地域にはそれぞれ異なった課題が存在するため、職員が地元自治会や老人会、PTAなどに出向き、情報収集を行います。地域の課題解決に向けてどのような活動を行うのがいいのか、また、単年で終了する活動ではなく、長期的に継続できる活動にはどのようなものがあるか等をそれぞれが試行錯誤し、各店舗が独自に取り組み内容を決め、活動を行っています。

各店舗の取り組みには、商店街の景観美化活動、登校時の児童見守り、金融犯罪減啓発運動等があり、地域住民の皆さんと協働しながら取り組んでいます。

企業が社会貢献活動を行うとき、継続的に続けていくことが大切であり、積極的に地域とつながり、企業市民として「地元と汗する集団」であり続けることが必要だと思えます。



## 市町の取り組み状況

### 1 参画と協働に関する条例等の施行状況

県内の各市町で参画と協働に関する条例や指針等が策定されており、最近では、「丹波市自治基本条例」(平成24年4月)、「三田市まちづくり基本条例」(平成24年7月)、「相生市自治基本条例」(平成24年10月予定)があります。

【県内市町における条例等施行経過(平成24年9月時点)】

出典：兵庫県県民生活課調べ

年度	市町名	条例	市町名	指針等
14	宝塚市 生野町	宝塚市まちづくり基本条例 宝塚市市民参加条例 生野町まちづくり基本条例(注)2	加西市 三田市	市民参画都市宣言 三田市市民活動支援基本指針
15	伊丹市	伊丹市まちづくり基本条例		
16	神戸市 相生市	神戸市民による地域活動の推進に関する条例 相生市市民参加条例	篠山市 西脇市	市民参画田園文化都市宣言 参画と協働のまちづくりガイドライン
17	赤穂市	赤穂市市民参加に関する条例	芦屋市 明石市 稲美町	芦屋市市民参画・協働推進の指針 協働のまちづくり提言 住民との協働による行政経営計画
18	篠山市	篠山市自治基本条例	多可町 豊岡市 神河町 姫路市 高砂市 養父市 香美町	多可町住民憲章 市民と行政の協働推進指針 神河町民憲章 姫路市市民活動・協働推進指針 高砂市における参画と協働のための取り組み指針 養父市ともに働く元気な養父づくり推進指針 香美町町民憲章
19	芦屋市	芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例	尼崎市 芦屋市 朝来市	協働のまちづくりの基本方向～きょうDOガイドライン～ 芦屋市市民参画協働推進計画 朝来市地域協働の指針
20	西宮市	西宮市参画と協働の推進に関する条例	三田市 朝来市 宍粟市 洲本市	三田まちづくり憲章 朝来市民憲章 宍粟市民憲章 洲本市民憲章
21	朝来市 養父市	朝来市自治基本条例 養父市まちづくり基本条例	新温泉町 養父市 南あわじ市	住民参画と協働の推進指針 養父市民憲章～やぶし愛～ 南あわじ市市民憲章
22	明石市 川西市	明石市自治基本条例 川西市参画と協働のまちづくり推進条例	加東市 姫路市 丹波市 淡路市	加東市民憲章 姫路市市民活動・協働推進事業計画 参画と協働の指針 淡路市市民憲章
23	明石市 宍粟市	明石市市民参画条例 宍粟市自治基本条例		
24	丹波市 三田市 相生市	丹波市自治基本条例 三田市まちづくり基本条例 相生市自治基本条例(注)3		

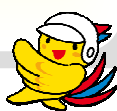
- (注) 1. ここでの条例等とは、住民の参画と協働の推進に関する理念や基本的な考え方等を定めた条例、指針・計画、都市宣言、市民憲章等を指す。  
 2. 生野町まちづくり基本条例(平成14年度施行)は、平成17年4月1日付けで生野町が和田山町・山東町・朝来町と合併したことにより失効  
 3. 平成24年10月1日施行予定

## 2 参画と協働の推進にかかる市町の意見(平成24年5月兵庫県実施市町アンケート調査)

### (1) 市町が参画と協働の取り組みを推進するにあたっての課題

#### 《体制・仕組みづくり》

- \* 行政の横断的連携と協働をコーディネートする機能の充実
- \* パブリックコメント等の手段をより多くの市民に活用していただくための素地作り
- \* 行政と市民との関係の整理



#### 《人材の育成》

- \* 市政に参画する市民の顔ぶれが同じで高齢化している
- \* 地域活動の中心になるリーダーの発掘及び育成に確たる決め手がない



#### 《地域事情への対応》

- \* 小学校区単位で、まちづくり協議会が設立されているが、規模、地域性により各協議会の運営の自主性に大きく差がある



### (2) 県が行っている参画と協働の取り組みについての意見

#### 《地域事情の把握》

- \* 県職員の地域参加は、情報支援の点も含め、地域住民及び市職員にとって参考となるところが大きく、有効である
- \* 地域事情等も考慮した企画立案や取り組み推進が望ましい



#### 《情報交換、連携》

- \* 地域の実情を把握している市の取り組みを支援する方策(ヒト・モノ・カネ・情報)の拡充を図って欲しい
- \* 県事業について、地域からの提出書類等が市を経由することが多く、県と市民のコミュニケーション不足を感じる



#### 《県事業の活用》

- \* 県・市町の役割分担のもと、市町の取り組みを活かしつつ、市町にとって有効な県の施策・事業を必要に応じて活用する
- \* 補助事業終了後の地域の自立を促す取り組みについて、検討が必要である



### (3) 市町と県が連携して参画と協働を推進するための具体的な提案や要望等

#### 《調整機能及び情報提供の充実》

- \* 全県的な参画協働のフォーラム、研修会等の開催や、市町への各種情報の提供もお願いしたい



#### 《意見交換の充実》

- \* 県や市町それぞれの役割分担や連携を円滑に行えるように、各担当者が集まっての意見交換等の場が必要



#### 《市町と県の役割分担》

- \* 市民・地域が自立していける仕組みづくりの取り組みに、県と市が連携してニーズをくみ取り、まちづくりのビジョンを明確に共有する必要がある



## 参画と協働の推進に向けて

### 人口減少・少子高齢化に対応したしくみづくり

人口減少と少子高齢化により社会が大きく変化しつつある中、これまでの制度が現状に合わなくなり、地域の活力をどう維持していくかが課題となっています。こうした状況のもと、丹波地域では、住民が、自分たちの地域の医療確保のために、自らできることを考え取り組んでいます。

地域を持続可能なものとしていくためには、高齢者をはじめ、県民一人ひとりが地域の課題に取り組んでいくことが必要です。県は、県民と力を合わせ、誰もがいつまでも活躍できる社会づくりを進めます。

### ふるさとを支える人材の育成

中学生が地元の幼稚園や保育園での防犯教室を開催している事例がありますが、こうした活動は生まれ育った地域を守り支える意識を育みます。また、高校生が地域でボランティア活動に取り組むことは、支え合いの大切さの学びとなります。

こうした次代の人づくりに加え、県は、地域社会に貢献する生きがいある働き方を目指す人を支援しています。自分の生まれ故郷や現在住んでいる地域をふるさととして大切に思い、地域で活躍する人材の育成に取り組んでいきます。

### 各活動団体のネットワークづくり

企業が地域団体と情報交換して地元で必要とされる活動に取り組んでいる事例のように、企業の地域貢献活動が拡がりを見せています。また、大学も得意分野を生かした活動に取り組んでいます。

県は、企業と農山村が双方の資源を活用してお互いの課題解決を図るためのマッチング等の事業を行っています。企業や大学等がそれぞれの強みを発揮して、地域と共に成長・発展していけるよう、ネットワークづくりを支援していきます。

### 阪神・淡路大震災の教訓の継承

阪神・淡路大震災からの復興では、地域における住民同士の助け合いが大きな力となりました。県内には、災害発生後の地域づくりにおける教訓が、数多く積み上げられています。

こうした経験が、地域防災組織の取り組みに生かされていますし、東日本大震災被災地支援においても、復興まちづくり等の様々な地域課題の解決に向けて、知識と専門性を生かして多くの団体に取り組んでいます。県は、県民と協働して阪神・淡路大震災の教訓を継承していきます。

### 市町との連携

県は、市町とともに、地域での高齢者見守り体制構築を支援しました。地域の実情を最も把握しているのは市町であり、県が県民の地域づくり活動を支援していくに当たっては、市町と情報共有し、連携して取り組むことが重要です。

# 県民の参画と協働の推進に関する条例（平成14年兵庫県条例第57号）

## 目次

- 前文
- 第1章 総則（第1条 - 第5条）
- 第2章 参画と協働による地域社会の共同利益の実現（第6条 - 第7条）
- 第3章 参画と協働による県行政の推進（第8条 - 第10条）
- 第4章 雑則（第11条 - 第12条）
- 附則

21世紀の本格的な成熟社会を迎えた今日、人々の価値観が量的拡大より質的充実を求め方向へと変化するとともに、中央集権・一極集中による画一性と効率性を優先する社会システムから、地方分権・多極分散による多様性と個性を優先する生活者の視点に立った新しい社会システムへの転換が求められている。

兵庫県では、これまで、自主的な生活意識の確立と生活の合理化を目指す「生活の科学化」や、生きがいなどの人間の内面に配慮する「生活の文化化」を推進するほか、県民が主体的に行動し、自ら社会を創り上げていく「生活創造」を推進し、様々な形での県民運動の展開を支援するなど、県民生活を基本とする県行政を展開してきた。

阪神・淡路大震災においても、被災者相互の助け合いの精神や、県民一人ひとりが、自治会、婦人会等の地縁団体、ボランティア等による草の根の活動が、被災者への支援と被災地の復興を支える大きな力となったことに、自発的かつ自律的な意思に基づく県民による主体的な取組の大切さを改めて確認した。

また、新しい世紀における兵庫づくりを目指す「21世紀兵庫長期ビジョン」に県民自らが地域の将来像を描き、自らの責任でその実現を図ろうとする県民主役・地域主導による先導的な取組が進められつつある。

これらの貴重な経験とその積み重ねを踏まえつつ、自然と調和し、共に生きることが基本に、人類の安全にも寄与する志高い地域づくりを進めるためには、県民一人ひとりが、自ら考え、判断し、責任を持って行動する取組が大切である。

あわせて、県民の多様なニーズに的確に対応しつつ、より一層県民生活を重視した県行政を推進していくためには、県民の参画と協働の多様な機会の確保を図り、県民とのパートナーシップに基づく県行政を推進していく必要がある。

このような認識に基づき、共に県民を代表し、地方自治を支える双輪である議会と知事の緊密な連携の下、施策の決定と確実な推進が図られることを基本に、参画と協働の理念を明らかにし、県民の参画と協働の推進に関する基本的事項を定め、もって県民の総意により、多様な地域に多彩な文化と暮らしを築く美しい兵庫を実現することを目的として、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （参画と協働の意義）

第1条 多様な地域に多彩な文化と暮らしを築く豊かな地域社会は、自律と共生を基調とした、県民一人ひとりが、地縁団体、ボランティア団体その他民間の団体及び事業者（以下「県民」という。）の参画と協働による地域社会の共同利益の実現及び県民の参画と協働による県行政の推進により、実現されなければならない。

### （参画と協働による地域社会の共同利益の実現）

第2条 地域社会の共同利益の実現のための活動（以下「地域づくり活動」という。）は、県民の自発的かつ自律的な意思に基づく参画及び県民の相互の協働により、行われなければならない。

### （参画と協働による県行政の推進）

第3条 県行政は、県民の積極的な参画及び県と県民との協働により、推進されなければならない。

### （県民の役割）

第4条 県民は、前3条に定める参画と協働の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、地域社会の一員としての自覚と責任を持って、地域づくり活動に対する理解を深めるとともに、自らが県行政を推進するといふ自覚と責任を持って、県行政への積極的な参画と県行政の推進に係る県との協働に努めるものとする。

### （県の責務）

第5条 県は、基本理念にのっとり、県民の参画と協働の推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 県は、前項の施策を策定し、及びこれを実施する場合においては、地域づくり活動が、県民の自発的かつ自律的な意思に基づくものであるべきことに配慮するものとする。

3 県は、第1項の施策を策定し、及びこれを実施する場合においては、市町との役割分担に配慮するとともに、地域づくり活動に関する市町の施策を尊重するものとする。

## 第2章 参画と協働による地域社会の共同利益の実現

### （地域づくり活動に対する支援）

第6条 県は、基本理念にのっとり、地域づくり活動に対して必要な支援を行うため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 地域づくり活動に必要な情報を提供し、及び地域づくり活動に関する相談に応ずる仕組みを整備すること。

(2) 地域づくり活動に必要な知識及び技能の習得の機会を提供すること。

(3) 地域づくり活動及び県民の交流の拠点を確保すること。

(4) 地域づくり活動を支える人材の確保及び資金の調達並びに地域づくり活動を行う県民相互の連携に対して支援をすること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、地域づくり活動を支援するために必要な措置を行うこと。

2 知事は、前項に規定する施策を総合的に講ずるための基本指針（以下「地域づくり活動支援指針」という。）を定めるものとする。

3 知事は、地域づくり活動支援指針に県民の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、地域づくり活動支援指針を定めようとするときは、あらかじめ、附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）第1条第1項に規定する県民生活審議会の意見を聴くものとする。

5 知事は、地域づくり活動支援指針を定めるときは、これを公表するものとする。

6 前2項の規定は、地域づくり活動支援指針の変更について準用する。（登録）

第7条 地域づくり活動を行う県民は、自らが行う地域づくり活動に関する情報を相互に提供し、及び活用するとともに、相互の連携及び交流を深め、もって地域づくり活動の活性化に資することができるよう、地域づくり活動の内容その他当該地域づくり活動に関する事項の登録をすることができる。

2 県は、前項の登録をした地域づくり活動に対して、情報提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 第1項の登録に関して必要な事項は、知事が別に定める。

## 第3章 参画と協働による県行政の推進

### （県行政における参画と協働の推進）

第8条 県は、基本理念にのっとり、県民の参画と協働による県行政を推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 県行政の透明性を高め、県民に対する説明責任を果たすための情報公開を推進すること。

(2) 県の政策の形成に県民が参画する機会を確保すること。

(3) 県が実施する事業と県民の地域づくり活動とを共同で実施する機会を確保すること。

(4) 県の政策の評価及びその効果の検証に県民が参画する機会を確保すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、県行政における県民の参画と協働の機会を確保すること。

2 知事は、前項に規定する施策を総合的に講ずるための計画（以下「県行政参画・協働推進計画」という。）を定めるものとする。

3 第6条第3項から第6項までの規定は、県行政参画・協働推進計画について準用する。

### （委員の公募）

第9条 知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）は、県の政策の形成に県民が参画する機会を確保するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関その他委員会等で、県の政策の形成に関して調査審議するために設けられるもの委員（以下「委員」という。）を選任しようとする場合において、これらの審議が県民生活に密接に関連し、県民の意見が反映されることが適当であると認めるときは、広く県民に対して公募を行うものとする。

2 公募により委嘱された委員は、基本理念にのっとり、誠実に職務を遂行するものとし、自らの学識、経験等に基づき、自己の責任において意見を述べるものとする。

3 委員の公募に関して必要な事項は、知事等が別に定める。（推進員等）

第10条 知事等は、特定分野の行政課題の解決を図り、県行政を効果的に推進するための職（以下「推進員等」という。）を県民に委嘱することが、県民の参画と協働による県行政の推進に資することにかんがみ、推進員等を委嘱された者の職務が円滑に遂行されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 推進員等を委嘱された者は、基本理念にのっとり、誠実に職務を遂行するものとする。

## 第4章 雑則

### （年次報告）

第11条 知事は、毎年、県民の参画と協働の推進に関する施策の実施状況を明らかにする年次報告を作成するものとする。

2 第6条第4項及び第5項の規定は、前項の年次報告について準用する。

### （補則）

第12条 この条例の施行に関して必要な事項は、知事等が別に定める。

## 附 則

### （施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

### （検証）

2 県民の参画と協働の推進に関する施策については、この条例の施行の日から起算して3年以内におけるその効果の検証を行い、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

この条例は、「県民の参画と協働の推進に関する条例の施行期日を定める規則(平成15年兵庫県規則第6号)」により、平成15年4月1日から施行しています。

内容についてのお問い合わせは

兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1  
電話：078-362-4015 FAX：078-362-3908  
E-mail：kenminseikatsu@pref.hyogo.lg.jp